

諮 問

○これまでの公契約条例の運用評価と理解度向上を図るための施策及び効果的な入札制度改革の在り方について

世田谷区は、平成26年の世田谷区公契約条例制定以降、区のお知らせ、ポスター配布等様々な手段により条例に基づく取組みを周知するとともに、労働条件確認帳票による確認、事業所労働条件調査の実施、社会保険労務士による研修会の実施等により、条例の遵守状況の確認や条例の趣旨・目的の理解促進に取り組んでまいりました。また、労働報酬下限額については、工事請負契約は制度運用以来、公共工事設計労務単価の85%と設定しており、工事請負以外の契約は平成28年に初めて設定した950円から、令和7年度の1,460円まで累計510円引き上げてまいりました。

入札制度改革としては、工事請負契約については建設工事総合評価方式の試行実施、スライド条項の運用整備等を、工事以外の契約については変動型最低制限価格制度等を実施してまいりました。

この間、社会経済状況は、為替相場の円安傾向、人手不足の深刻化、賃金上昇とそれを上回る物価の上昇など大きな変化がありました。

また、昨年度実施したアンケート調査では、条例についての認知度は高いことが確認できた一方、条例の趣旨・目的の理解や条例に基づく各取組みの履行状況については十分ではないという結果となりました。

区としては、条例制定から10年間の取組みを振り返りつつ、条例の理解度の向上、社会経済状況に即した効果的な入札制度改革という課題に引き続き取り組んでいく必要があります。

つきましては、条例第6条第2項の規定に基づき、「これまでの公契約条例の運用評価と理解度向上を図るための施策及び効果的な入札制度改革の在り方について」について諮問いたします。

令和7年8月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

諮問に係る背景等

世田谷区は、平成26年の世田谷区公契約条例制定以降、区のお知らせ、ポスター掲示等をはじめ、SNS、各庁舎へのデジタルサイネージ、等様々な手段により条例に基づく取組みを周知するとともに、労働条件確認帳票（チェックシート）の配布・回収、周知カードの配布、周知確認書の配布・回収、事業所労働条件調査の実施、昨年度からは社会保険労務士による研修会の実施等により、条例の遵守状況の確認や条例の趣旨・目的の理解促進に取り組んでまいりました。また、労働報酬下限額については、工事請負契約は制度運用以来、公共工事設定労務単価の85%（見習い・手元等の未熟練労働者等は、軽作業員比の70%）と設定しており、工事請負以外の契約は平成28年に初めて設定した950円から、令和7年度の1,460円まで累計510円（54%）引き上げてまいりました。

入札制度改革の推進として、工事請負契約については、建設工事総合評価方式の試行実施、スライド条項の運用整備、技術者の専任義務規制の緩和、週休2日促進工事等を、また、工事以外の契約については、変動型最低制限価格制度等を実施してまいりました。

この間、社会経済状況は、株高が進展する一方、為替相場の円安傾向、人手不足の深刻化、賃金上昇とそれを上回る物価の上昇など大きな変化があり区民・事業者をとりまく経済状況は厳しい状態が続いています。

区は、こうした社会情勢などを含めた公契約条例の課題について、これまでも公契約適正化委員会から様々なご意見やご提言をいただき、昨年の委員会では、急激な物価上昇、特別区の高卒初任給の大幅な引き上げなどを含む社会経済状況の変化を勘案した労働報酬下限額についてのご意見もいただきました。

また、昨年度実施したアンケート調査では、条例について「おおむね理解している」と「聞いたことがある」の合計割合が事業者では9割弱、労働者でも6割強となっており、条例の認知度は高いことが確認できた一方、条例の目的の中には事業者に浸透していないものが見受けられ、また、条例に基づく各取組みの履行状況については、取組みごとの偏りや、事業者の規模による偏りも見受けられました。

区としては、この10年間の取組みを総括するとともに、引き続き条例の理解度の向上と社会経済状況に即した効果的な入札制度改革という課題に取り組んでいく必要があると考えております。そのため、今回の諮問により、これまでの条例の運用について評価していただき、また、昨今の社会経済状況やこれまでの公契約適正化委員会での議論を踏まえた上で、将来の世田谷を見据えた公契約条例のあり方について、多角的な視点でご提言をいただきたいと考えております。